第二部 役員ニ關スル事項ヲ協議スルコトヲ得

第二部ハ部長、副部長ヲ以テ之ヲ組織ス

第二部ニ於テ協議シタル事項ハ會頭ニ報告スルモノトス

第十條 幹事ハ會頭ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第十一條 書記ハ會頭ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第十二條 會頭副會頭及ビ議員ノ任期ハ二年トス

補缺ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ任期滿了ノ後ト雖モ後任者就職ノ日マテハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ名譽職トス

第十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ權利ヲ有ス

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第二十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第三十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第四十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第五十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第六十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第七十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第八十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十一條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十二條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十三條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十四條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十五條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十六條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十七條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十八條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第九十九條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト

第百條 會頭副會頭及ビ議員ハ會務ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 會議ニ於テ發言シ及ビ議決ニ加ハルコト

二 會員ヨリ會務ニ關スル意見ヲ聽取スルコト

三 會員ヨリ會務ニ關スル報告ヲ求ムルコト

四 會員ヨリ會務ニ關スル書類ヲ閲覽スルコト